

七・「十方庵遊歴雜記」にみる江戸時代の越谷

船岳 知康

著者は江戸小日向（こひなた、文京区の町名）の僧侶（浄土真宗、廓然寺、明治12年廃寺）・釈大浄（津田大浄）である。十方庵主（1762〜1832）は、名を大浄、字（あざな）を敬順・宗知という。

文化八年（1811）、五十一歳のときに寺のことを子に譲った。遊歴雜記の序文は文化十一年（1814）八月の日付となっている。

十方庵敬順が十九世紀前半の江戸付近の名勝古跡を遊歴踏査した紀行文である。全5編。

全5編の中には、越谷について5件の著述がある。

- ①初編 卷之上 第五十一 大相模大聖寺の不動尊
- ②二編 卷之上 第十四 埼玉郡大林村川添の桃園
- ③二編 卷之上 第十五 野島村浄山寺地藏尊
- ④二編 卷之下 第五十五 越谷の驛塩屋吉兵衛が饗応
- ⑤五編 卷之下 第四十八 越ヶ谷塩吉が振舞両度の逍遙

5件中、最後の2件に塩屋吉兵衛の住まいと人柄が分かる記述があるのでご紹介したい。

千住より先々の馬士駕舁（ばしかごかき）の類ひには、越谷の天下様とまで言われた吉兵衛家であるが、当時の様子が分かる資料が少ない中で、「十方庵遊歴雜記（じっぽうあんゆうれきざつぎ）」は願ってもない格好の書と言えると思う。吉兵衛家は色々な呼び名で呼ばれていた。

本書には、「あぶらや（油屋）吉兵衛」、「しほや（鹽屋塩屋）吉兵衛」、「越谷の天下様」、「池田吉兵衛」などが記述されている。当時の吉兵衛は十三代の血脈をもち、三百回忌の法事を営んだとの記述があることから越谷の豪家の一つであった事を窺い知ることができる。

尚、越谷市デジタルアーカイブには「江戸時代の宿役人選挙」と題して、「天保八年（1837）七月、越ヶ谷宿本町名主問屋塩屋吉兵衛は、当宿の支配代官伊奈半左衛門役所に病身を理由として名主問屋の辞職を願って出訴した。」ことが取り上げられている。

(1) 「塩屋吉兵衛」の家居と人柄

(二編巻之下第五十五の著述)

- 一、 姓名 池田吉兵衛
- 一、 通名 しほや吉兵衛
- 一、 親族 池田三(山) 鼎
吉兵衛とは元より家附の親族(江戸に住まいし書畫を盡)。
- 一、 家居 越谷の驛・本町の北側
- 一、 商い 燈しあぶらをメ、又はよろづの鹽(塩)の問屋たり
- 一、 田地 五百余石
- 一、 居やしき 間口・五十余間、奥行・三町余、土蔵・三十余庫、幅三間、奥行五間より小
- 一、 文庫蔵 四ツ五ツ
- 一、 座敷の間数 凡十二・三
- 一、 家内のくらし 五十余人

(五編巻之下第四十八の著述)

- 一、 通名 あぶらや吉兵衛、越谷の天下様、しほや吉兵衛
- 一、 親族 池田山鼎(書畫を盡)、江戸に住み、独身
- 一、 家居 越谷の驛・右側
- 一、 商い 常に若干の水油を絞り、又鹽(塩)の問屋をして諸國の鹽を引請貯え持り、
- 一、 田畑 二百八十余石
- 一、 住居 二三千石以上
- 一、 居やしき 間口・記述なし、奥行・三町
土蔵・幅三間、奥行五間づつ、都合三十六棟必至、鹽油(塩油)の積込置庫
住居の北後にも拾五棟の土蔵、
物置蔵・七棟
- 一、 家内のくらし 上下の男女七十余人
- 一、 出店 十一軒(栗橋く千住)、四軒(江戸)

(注) 家附(いえつき)は、自分の実の親から家を受け継いだ者のこと。

池田山鼎は塩屋吉兵衛の分家池田家の出身。著者の友人。

間(けん)は、6尺 \parallel 1.8m。

町(ちよう)は、約109m。

石(こく)は、1石を収穫する耕地面積は当時平均1反(300坪)です。1石 \parallel 10斗 \parallel 100升 \parallel 150kg \parallel 2.5俵です。

(2) 「塩屋吉兵衛」の家居と人柄

(一編卷之下第五十五の著述)

一、人柄、居やしき

① 燈しあぶらをめ、又はよろづの鹽（しお）の間屋たり、居やしきは廣く間口五十餘間奥行三町餘、裏の中路に至りて一圓に見わたす

② あるじ聞ゆる馳走好にして酒家なれば、はじめて東武（江戸の異称）よりの珍客もてなさばやと、心一盃に善美を盡したるか、又は驛路の片鄙といへども争か（いかでか）東武に劣らざらん」と気性を見せたるものか、

③ 舟と、のひぬ、乗賜へと案内につれて、中庭より北をさして居屋敷の中をゆく凡三町にして、耕地の中路にいたる、是より西の方數十歩に堤あり、堤の下に江河あり、川幅凡三十餘間清泉漲り流る、西岸川添の風景天然にして眺望又いふべからず、爰に（ここに）舟一艘を繋り、

④ 吉兵衛豪家の壹人なれど風流を好まず、劍術を好み弓を能して雅ならざるは、玉に鍛（きず）といふべし

(五編卷之下第四十八の著述)

一、人柄、居やしき

① あぶらや吉兵衛といふは聞ゆる豪家にて、千住より先々の馬士駕舁（ばしかごかき）の類ひは、その名をいはずして越谷の天下様とあがめ呼び、福祐のならびなき唯一人といえる言方になん、常に若干の水油を絞り、又鹽の間屋をして諸國の鹽を引請貯え持り、依てしほや吉兵衛とも號す、

② 太田原山城守参府の節、両本陣に障る事ありしかば、急に吉兵衛が宅を頼まれしに、心よく領掌し足輕以下男請負人宰領等の者は下宿させ、残りし人数幾百人みな此家に止宿し、上下大勢の振舞より、席々の懸物花入置物かざり付間毎くの屏風燭臺にいたるまで、萬端行届中々本陣の及ばざる事のみなれば、山城守在所より側用人（そばようじん）を使者とし、大弓を喜ぶ事の名好と聞て、鐵拐が峯（てつかいがみね）と銘ある累世の名弓一挺、伊達政宗好まれし残月と號けし石燈籠一基の両種を謝禮として、三十六七里の旅中大勢の人歩を費し惠投せられぬ、今奥庭にすえ置燈籠これ也と咄したりき、

(2) 「塩屋吉兵衛」の家居と人柄

(五編卷之下第四十八の著述)

一、人柄、居やしき

③吉兵衛又角力を好み鎮守の祭禮には、折々して江戸に名たゝる力士數百輩来り鹽屋の宅に逗留を許すとなんその時の為とて數多の膳椀酒器夜具等を貯え持ち、是吉兵衛がどうらくといふべし、

④今度江戸へ歸郷せば兩三年来まじき事を察し、彼が妻には正眞の従弟なるによりて、送別の心持彼是を含みて、目立し振舞をせしは常に替りし制外(せいがい、きまりの外)といふべし、

左はいへ平生は質素を第一とし、家内四人みな綿服を着し、女房嫁とも縫ものゝ隙には、絲車を廻し綿絲を取ては女どもの手扶し、亭主息子は若き者どもの相手となりて、終日はたらきて家業を出精し、一時加はりに伴頭重役を休ませては、親子帳場を勤め自分の身を詰ては人に合力し男女の奉公人を慈愛を以てし、地頭領主を鹿略(そりやく)にせず、頭人宿老に緩怠なく、更に人に對して失敬の所行なければ、ますます家繁昌し當吉兵衛にいたりて十三代血脈相續し、栗橋の驛より千住にいたりて出店十一軒、江戸にも四軒の出店あり、持高の田畑二百八十餘石、去々年大先祖の三百回忌の法事を勤め、われらも招かれたりと池田山鼎が物がたりき、勇々しき舊家(きゅうか)といはんか、

⑤吉兵衛が中庭より西の堤にいたり見れば、舟二艘繫置たり、土地に家根ふねといふものなきまゝ、似たりとかいふ舟の大きなるに、左右に三本づゝ柱をたて、丹後島の大湯單を以て天幕とし、舟には毛氈六枚を敷詰たばこ盆二ツ中央にすえたり、供舟も同じ大島木綿の大湯單を天幕とし、

⑥これは若干の田地を持、ふたつの問屋株にして百姓賣人を兼ねながら、身分の程々の法則を超す家内取めり更に驕らず家業に出精すれば、此家いよく礎堅く永久ならん、

(2) 「塩屋吉兵衛」の家居と人柄

(五編巻之下第四十八の著述)

一、人柄、居やしき

⑦頓て(やがて)主(吉兵衛)出来り御延慮なく飽まで召上り下され候へ、我等も御相伴申さんと挨拶して頓て給仕の膳及び鰻を持出しを見れば、中皿に積上たり、主の曰、われらは鰻より鯰好物也、則是成は鯰の蒲やき也、大事なくば召上るべしと會釋し、一緒に箸を取て鰻を味ひ見るに、甘き事奇々妙々又柔らかに焼加減江戸の如く、まくりの蒲やきとは同日の論にあらず、

(補足)

一、(五編巻之下第四十八の著述)の②(頁3)について

①太田原山城守(下野太田原藩)とは、

・山城守庸清(つねきよ、9代藩主、1751~1802)
又は山城守光清(10代藩主、1776~1821)と思う

②伊達政宗好まれし残月と號けし石燈籠一基の存在は、
・現存しているかどうかは不明

一、(五編巻之下第四十八の著述)の④(頁4)について

①當吉兵衛にいたりて十三代血脈相續し、去々年大先祖の三百回忌の法事を勤め、

・一町一寺にて、菩提寺は天獄寺だろうか？
↓
1500年代からの血脈相續

一、(五編巻之下第四十八の著述)の⑥(頁4)について

①若干の田地を持、ふたつの問屋株にして百姓賣人を兼ねながら

・百姓治右衛門義、池田治右衛門と申、中古(ちゅうこ) 上方(かみがた) へ来申候者之由、塩屋治左衛門弟塩屋治右衛門と申候事、(頁7)

↓上方のどこから来たのだろうか？ ↓未調査

・塩屋吉兵衛義八本家池田と申、塩屋治右左衛門弟治左右衛門享保中分地、今大家二相成申候、(頁7)

・吉兵衛家は池田中本家(なかほんけ) (頁6)

・池田吉兵衛の池田は名字(苗字) (頁2)

(注)江戸時代の庶民は、「苗字はあったが公称できなかった」というのが実態です。「公称」とは世間一般に公に表せない(名乗れない、公文書などに書くことができない、といった意味です。

中本家は、中元(なかもと)と同意・支族(分家)の本家を中元。

(3) 塩屋吉兵衛の居やしき (本町)

(出典) 越谷市史 四 史料二 頁56~57
に準拠し編集
(越ヶ谷瓜の蔓、福井猷貞 記)

御高札場、
四丁野往還道

元荒川

← 中町・新町へ

「日光道中」

大沢へ →

元荒川

市神社地除地

土手式之内
伊右衛門持
角善兵衛宅

十四間式尺五寸
金子
○ 伊右衛門
吉兵衛

ウ 七間壹尺
三十四間
中古九郎兵衛屋敷

シホ 吉兵衛

中古
九郎兵衛屋敷 同 文次郎

34

田中
富田屋
弥次右衛門
シホ 九兵衛
吉兵衛

往還悪水路

同 吉兵衛

池田中本家
同 吉兵衛

同 吉兵衛

御殿下道
⇓⇓⇓

御殿番相勤申候
同 吉兵衛
浜野藤蔵屋敷

御殿地表通り御門見通し
⇓⇓⇓

富

理右衛門屋敷
文次郎
吉兵衛

本町西組

- 一、五兵衛屋敷半株二罷居候、池田太兵衛義八宝曆(1751～63)中塩屋吉兵衛分家二而百姓二候、前々此屋敷八橋番御高札番屋敷と唱、小軒一株にて御伝馬役二不抱候、
- 一、細野五兵衛屋敷六兵衛義、先祖平兵衛・六兵衛・五兵衛と御入国以来代々所持罷在、御高札場橋番等勤来、御伝馬役除来候、宝曆(1751～63)初度半軒塩屋吉兵衛へ相渡申候へ共、当組旧家也、
- 一、〇〇屋敷之義、退転後正徳(1711～15)中塩屋吉兵衛分地、池田屋惣兵衛天明(1781～88)年中迄所持罷在候、天明(1781～88)年中塩屋甚内老軒分不残所持罷居候、甚内義八、亀屋徳兵衛方了船戸村へ奉公二罷在、天明(1781～88)年中右之所へ家を持百姓二罷成、寛政(1789～1800)中二至り一株二相成申候、

本町組

- 一、百姓池田屋太兵衛義八、宝曆(1751～63)年中塩屋吉兵衛分家にて百姓二罷成申候、此屋敷八六兵衛と申合、御高札番并橋番勤来、御伝馬方二不抱候、
- 一、百姓宇兵衛義、田中屋と相名乗、田中吉右衛門分家孫兵衛、塩吉兵衛親類中古之者也、故二塩吉兵衛分家之由疑之者あり、
- 一、中古年寄弥七屋敷、近来池田屋太兵衛所持二成、

35

- 一、百姓治右衛門義、池田治右衛門と申、元禄(1688～1703)年中塩屋治左衛門分家二而其後大家二相暮し申候、乍然(さりながら)旧家と申二も無之、中古上方へ来申候者之由、塩屋治左衛門弟塩屋治右衛門と申候事、

- 一、小野寺弥兵衛屋敷之義、明和(1764～71)中塩吉兵衛所持也、
- 一、附右地所二借地罷在候こく屋小野寺弥兵衛八御入国以前右之所二罷在、元和(1615～23)・寛文(1661～72)・元禄(1688～1703)之度御検地御縄申候旧家之由、
- 一、〇〇屋敷中古塩屋吉兵衛所地也、
- 一、同塩屋文次郎義八塩屋吉兵衛下人、船戸村出生二而安永(1772～80)年中分家、近来追々身上取立、
- 一、同弥次右衛門屋敷、九兵衛・シホ吉兵衛所持罷在候、弥次右衛門義退転仕候、
- 一、五郎兵衛屋敷・吉兵衛屋敷・〇〇屋敷・藤蔵屋敷、四ヶ所共、塩屋吉兵衛中古追々所持致、塩屋吉兵衛義八本家池田と申、塩屋治右左衛門弟治左右衛門享保(1716～35)中分地、今大家二相成申候、
- 一、〇〇屋敷之義、中古池田屋三郎兵衛所持、今程池田屋太兵衛・ナラヤ又兵衛所持致候、
- 一、四郎兵衛屋敷、安永(1772～80)年中退転、其後持主度々相代
- 一、今程塩文次、キノ国屋善右衛門所持致候、
- 一、同陣屋屋敷之義善四郎方へ安永(1772～80)中塩屋吉兵衛へ渡

ル、

◎あとがき

幕末から明治維新にかけて我が国の国情は大きく変化していった。日光道中筋で商家を営む塩屋吉兵衛家にも大きな逆風となったに違いない。

時代を追って、おもな事歴を挙げてみたい。

- ①安政元年(1854)、日米和親条約が結ばれた
- ②安政5年(1858)、大老井伊直弼により、米・英はじめ五カ国との修好通商条約が締結された。ここに幕府の鎖国政策は破綻した
- ③慶応3年(1867)、大政奉還による参勤交代の廃止
- ④明治4年(1871)、地子免除が廃止された
- ⑤明治5年(1872)、伝馬所を含めた宿駅制度そのものが廃止
- ⑥明治6年(1873)、地租改正に着手。地租改正条例によって実施された土地制度・課税制度のこと
- ⑦明治7年(1874)、越ヶ谷町大火
- ⑧明治32年(1899)、越ヶ谷町大火
- ⑨明治38年(1905)、国家による塩の専売制が本格化される

日光道中筋で大きな地所を持ち、油屋と塩屋を営みながら宿泊機能を合わせ持つ塩屋吉兵衛家は大きなダメージを受けた事が推測できる。

宿場の地子免が無くなり、時代の進歩で街灯はランプになり油屋の需要は激減し、塩屋は国家による専売制が本格化し、あらゆる面で取り巻く環境は激変した。

塩屋吉兵衛家が日光道中筋から退去したのも致し方ないことであつたと思う。

越谷市史 二 通史下には、「農業を主とした他の商売に転換せざるをえなくなつた」との記載がある。

塩屋吉兵衛家のその後については知らないが、私は、塩屋吉兵衛の先祖が上方(かみがた)から来て、越ヶ谷で大きな花を咲かせた事に感動を覚える。

最後に、塩屋吉兵衛の墓所がどこか判明できなかったことが気になるところである。(頁5・補足)

(注)越谷市史 四 史料二の記録によると、塩屋吉兵衛の名が見られる

のは万延元年(1860)迄で、慶応元年から慶応4年(1865)迄の記録には塩屋十馬之輔の名前が見られる。

越谷市史 二 通史下によると、明治28年(1895)、越ヶ

谷・大沢町組合の役場体制(町長・助役・収入役・書記の四役)の書記に池田吉兵衛の名前が見られる。